

# 「種苗法改定に伴う県内農家への影響」に関する 環境農林委員会における所管事務調査

令和3年10月8日 無所属県民会議  
環境農林委員 井上

## < 1回目 >

まずは「県登録品種における民間譲渡」について。

Q、県の登録品種19品種については、私は県が育種開発した登録品種の「育成者権」は民間企業に譲渡するべきでない、と考えるが県の見解を伺う。

A・県育成品種は県で普及を図るために開発したものであるため、基本的に育成者権を民間企業に譲渡することは考えておりません。

続いて、「許諾手続き」「許諾料」に関して。

Q、現在でも埼玉県の登録品種は19種類のうち、許諾契約が行われている品目もあると聞く。まずその品目数 及び 許諾料はどのように設定されているか、伺う。

A、19品種のうち、生産者団体等と許諾契約を結んでいるのは、17品種。許諾料については、「埼玉県職員の職務育成品種に関する利用権設定要領」に基づく、それぞれの許諾契約の中で設定されている。許諾料を徴収しているのは、お茶のうち県外生産者に譲渡されるものと、民間種苗会社と契約をしているシクラメンである。

次に、検討の「スケジュール」について

Q、9月定例会 山本正乃議員の一般質問に対しては「検討を行っているところ」とあったが、例えば、長野県は4月の段階で方針を公表している。国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）も、8月末の段階で一定の方針を出していると聞く。埼玉も速やかに方針を示すべきだと考えるが、どのようなスケジュール感か。

A、9月末の時点では、都道府県で方針を出しているのは、長野県と北海道である。育成者権者の許諾に基づき行う自家増殖は、令和4年4月1日施行となるので、なるべく速やかに提示していきたいと考えている。

< 2 回目 >

先ほどの答弁によると「民間への譲渡は考えていない」とのことでした。

一方、『農業競争力強化支援法第8条4号』には、「種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること。」とある。

Q1、農業競争力強化支援法の「知見」は、あくまで知見データの提供であり、県が開発した登録品種の育成者権を民間事業者へ譲渡する訳ではない、という理解でよいか。（再度確認します。）

A、委員お話しのとおりである。農業競争力強化支援法第8条4号のとおり「種苗の生産に関する知見」について提供するということである。

Q2、「基本的には譲渡を行わない」ということだと思うが「例外」はあるのか。そして、それは極めて稀なケースと考えてよいか。

A、県内に栽培をしている生産者がいる限りは、譲渡することは考えにくい。

Q3、長野県では「県内生産者は一部品種を除き、今まで通り許諾不要で自家増殖が可能」と対応方針を打ち出している。例えば埼玉県でも、販売戦略上重要な品種や栽培苗による増殖を前提とする品種以外は、許諾手続きや許諾料を不要とするなど、こうした他県の動きを参考にできないものか。

A、長野県のほか、北海道でも同様の方針を示しており、農研機構も稲、麦、花き等は許諾手続き不要で自家増殖可能としている。

また、本年3月に国から示された公的機関における許諾のガイドラインでは、現在の利用実態を十分に勘案の上、許諾条件を設定することとされている。

県としては、これらを参考に、農業者や農業者団体などの意向を踏まえ、農業者の営農の支障とならないよう配慮し、現状から大きな変更がないよう対応してまいりたいと考えている。

Q4、これまでの許諾料は条例によらないとのことだったが、県政では様々な場面・物品の利用に関して利用料が条例で定められている。今後、県登録品種の許諾料を定めるにあたって、条例で定める考えはあるのか？

A、登録品種の育成者権は普通財産であり、その許諾料は条例で定めなければならないものとはなっていない。

許諾料は、品種ごとに、場合によっては相手により変えて設定しなければならず、敢えて条例で設定するのは適当でないと考える。

なお、これまでも登録品種については、「埼玉県職員の職務育成品種に関する利用権設定要領」に基づき利用料を定めてきたので、要領に基づき定めていく。

以上